議案第3号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年9月6日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

文化財の県指定について

平成29年9月6日文 化 財 課

下記の文化財を、鳥取県保護文化財、鳥取県天然記念物及び鳥取県名勝に指定することについて、平成29年1月18日ほかで鳥取県文化財保護審議会へ諮問したところ、平成29年8月22日に開催された同審議会において審議され、県指定について鳥取県教育委員会に答申があったので、鳥取県保護文化財、鳥取県天然記念物及び鳥取県名勝に指定するものです。

【指定】鳥取県天然記念物

記

名 称	所在地	員 数	指定基準
* りそう 多里層ノジュール列	日南町	2 5 m²	史跡名勝天然記念物 天然記念物 3地質鉱物 (7)岩石の組織

[平成29年7月6日 諮問]

<指定理由>

日南町に分布する多里層は、中期中新世初頭(1,600~1,500万年前)の「西黒沢海進」によって日本列島が広く海におおわれた時期に堆積した地層である。ここに含まれる多里層ノジュール列は、長径50~70cmの楕円形をしたノジュールが60~95cm間隔で配列する。産出化石とともに、日南町多里地区がこの時期に海に覆われたことを証拠づける貴重な古地理・古環境指標といえる。

また、多里層ノジュール列を含むN5層は浅海域 [-5~-20m] に堆積していたが、現在の海抜高度は480mとなっていることから、地殻変動によって約500m隆起したことを示す。これらは、中国地方各地に分布する海進期堆積物とともに、中国山地の形成史を解明するための貴重な高度データを提供するものである。

さらに、石灰質ノジュールの成因として、炭酸カルシウムの拡散および濃集モデルが知られているが、多里層のノジュール列を特徴づける「等間隔配列」・「二重構造」や広域的分布は、ノジュール成因論に新しい素材をあたえるものとして期待される。

このようにノジュールの成因や中国山地の形成史を解明する上で学術的価値も高く、 県指定文化財(天然記念物)にふさわしい。



【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
りしょういんとうそうしょうけつみやく 理性院等相 承 血 脈 しだい しはいごかめやま 次第(紙背後亀山 じょうこういんぜんあん 上 皇院宣案)	鳥取市	1点	保護文化財 古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上 重要と認められるもの

〔平成29年4月14日 諮問〕

<指定理由>

全5紙からなる軸装巻子で、巻子の表側に理性院等相承血脈次第、その裏側には計6通 の後亀山上皇院宣案が記されている。

後亀山上皇は、後醍醐天皇の孫にあたる南朝4代目の天皇であり、明徳3年(1392)の南北朝合一により譲位し、明徳5年に太上天皇(上皇)の尊号を贈られた。いわゆる南北朝合一とは、すでに北朝(持明院統)の天皇であった後小松天皇への譲位という形をとり、両統迭立の復活と、諸国国衙領の支配を南朝(大覚寺統)に認めるものであり、むしろ北朝を局外に置きながら足利義満が南朝との交渉により断行したものである可能性が指摘されている。

6通の院宣案は、南北朝合一直後において、大覚寺統が実際に諸国国衙領を支配しうる立場にあったことを裏づけるものである。これらは、ほとんど実態のわかっていない南北朝合一直後の政治体制をうかがわせるものとして、いわゆる後南朝に関する稀有な史料と言わなければならない。しかもそのうちの3通が因幡国に関するものであり、14世紀末における国衙領の所在を示すとともに、おそらく一時的なものとは言え大覚寺統による支配を裏づけており、中世因幡国の関係史料として大変貴重である。

また表側の理性院等相承血脈次第は真言宗諸流の法脈を記したものであり、真言宗関係 史料として全国的にみて貴重である。

よって、理性院等相承血脈次第(紙背後亀山上皇院宣案)は鳥取県指定文化財に指定し 保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準			
うえだけもんじょ 上田家文書	鳥取市	1点	保護文化財 古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上 重要と認められるもの			

[平成29年1月18日 諮問]

<指定理由>

上田家文書は、江戸時代に八上郡大庄屋や八上郡袋河原村(鳥取市河原町)庄屋などを務めた上田家の所蔵にかかる文書群で、中世文書3点がある。

このうち2点は中世後期に出雲国飯石郡赤穴荘(島根県飯南町)の瀬戸山城(赤穴城・衣掛城)を本拠とする国人領主であった赤穴氏が受給したものである。赤穴氏は、三善姓の石見国佐波氏の支流であり、京極氏・尼子氏に従った後、毛利氏に属した。家伝によれば、上田家は、因幡国の真宗寺・教蓮寺・心了寺という浄土真宗3ヶ寺に深い関わりを持つ家で、これら寺院はいずれも赤穴氏一族が建立等に関わっている。こうした関係から上田家に来歴した文書であると推測される。

また羽柴秀吉掟書は、天正9年(1581)11月4日に、鳥取城を攻略した織田方の部将羽柴秀吉が、新たな城主として配置した宮部継潤に対して、因幡国支配体制の構築を命じた掟書である。凄惨な兵粮攻めにより、毛利方の鳥取城主吉川経家が自刃した10月25日からわずか8日後にあたり、以後20年近くに及ぶ宮部氏による因幡国支配の起点を示すものとして、注目に値する。

赤穴氏関係の2通は、因幡国における浄土真宗寺院の来歴とも関連して近世以前から 県内において伝えられてきた良質な中世文書であり、また天正9年の羽柴秀吉掟書は、 豊臣政権下の因幡国支配体制の方針を示す貴重な史料である。したがって、いずれも本 県の歴史上において重要と認められる。

よって、上田家文書は鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される



羽柴秀吉掟書

【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
いけだつねおきぞう 池田恒興像 かのうなおのぶ (狩野尚信筆)	鳥取市	1点	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち製作優秀で 我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意 義のある資料となるもの 4 特殊な作者、流派又は地方様式 等を代表する顕著なもの

〔平成29年5月17日 諮問〕

<指定理由>

像主は池田恒興(1536~84)。鳥取藩初代藩主・池田光仲の曾祖父で犬山城主などをつ とめた戦国大名で、織田・徳川連合軍と豊臣の対戦であった小牧・長久手の戦いで豊臣 方につき戦死した。

光仲の従兄弟で岡山藩初代藩主・光政の弟である恒元が、林原美術館所蔵の二幅(「池田輝政像」「池田利隆像」) とともに三幅対の池田家歴代像として制作したうちの中幅で

ある。三幅対は当初、恒興菩提寺として輝政が建立した妙心寺護国院に奉納されたが、脇二幅は1724年までには岡山池田家の所蔵となった。その後、本図は時期は不明だが鳥取池田家に伝わり1972年に「鳥取藩政資料」中の一点として県立博物館の所蔵となった。

肖像画は狩野尚信(1607~50)筆。尚信は徳川幕府御用絵師で、奥絵師・木挽町(竹川町)狩野家の祖である。壮年で没しているため確認されている作品は限られており、現在、肖像画の遺品は他に知られていない。賛は妙心寺153世、雲居希膺(1582~1659)筆。

鳥取池田家との関わりが認められ、後続の多くの恒興像の祖本となったこと、県内所在の肖像画として比較的古い例であること、近世初期の狩野派中枢の画家尚信の筆であること、その尚信による肖像画の希有な例であることから、きわめて重要である。また、池田家の歴史、鳥取・岡山両藩の関係においても意義深い史料である。

よって、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。



【指定】鳥取県名勝

名 称	所在地	員 数	指定基準		
こうぜんじていえん 興禅寺庭園	鳥取市	一式	史跡名勝天然記念物 名勝 1公園、庭園		

〔平成29年6月2日 諮問〕

<指定理由>

鳥取市栗谷町に位置する龍峰山興禅寺は、鳥取藩池田家の菩提寺として高い寺格を持 ち、陸奥伊達家の大年寺、長門毛利家の東光寺とともに黄檗三叢林と称された。

興禅寺の伽藍は中国黄檗山に倣った壮大なものであったというが、享保5年(1720) 以後三度の火災によって文書や寺宝は失われ、さらに明治維新後その伽藍の大部分を失い、現在残される江戸期の建造物は旧藩主御霊屋(位牌堂)を改造した本堂のみである。

庭園は庫裏の背後(北側)に位置し、庫裏(書院)から観賞する池庭である。主要庭園部の面積は約1,300㎡で、江戸時代初期頃、池田光政により菩提寺として建立された国清寺の庭園を継承するものと推定されている。

庭園は、久松山系の山裾の谷地形を活かして構成され、樹林を背景として中央に富士山形の高い築山を配し、その下部には湧水を導いて東西に細い園池を設けている。築山には芝が張られ、刈り込み仕立てのサツキツツジやヒラドツツジなどの低木が彩りを添えているが、注目すべきは力強い石組である。立石を主として構成された枯滝石組は、鶴を象った鶴石組であるとみられ、また園池の出島が亀島に見立てられている。このことから本庭園は、鶴亀石組によって蓬莱山を表現した庭園であると解釈されている。

かつての池田家藩主菩提寺の庭園であるという歴史的価値、ならびに久松山系の地形や植生・石材を巧みに活用した意匠構成は優れており、芸術的・歴史的価値を有していることから、鳥取県名勝に指定するものである。



参考:鳥取県の国・県指定文化財の件数

()は今回の新規指定決定件数であり外数

	県指	定文化財	280	(5)	国	指定文/	化財	120
	任	呆護文化財	141			国宝·	・重要文化財	5 6
県内		絵画	20	(1)		弁	会画	3
		古文書	10	(2)		1	古文書	0
		彫刻	42			眉	刻	18
		工芸品	16			-	工芸品	5
		書跡	0			Ī	書跡	1
		考古資料	24			ā	考古資料	1 1
		歴史資料	2			B	歴史資料	0
		建造物	22			7	建造物	18
		工芸・考古資料	4			_	工芸・考古資料	0
		彫刻・建造物	1			眉	彫刻・建造物	0
	5	史跡	19			特別5	史跡・史跡	32
	4	名勝	9	(1)		名勝		4
	名	名勝・史跡	0			名勝·	・史跡	1
	名	名勝・天然記念物	0			名勝·	• 天然記念物	1
		天然記念物	55	(1)		特別月	天然記念物・天然記念	物 19
	1	有形民俗文化財	4			重要有	有形民俗文化財	1
	無	馬形民俗文化財	41			重要無	票形民俗文化財	3
	無	悪形文化財保持者・団体	10			重要無	悪形文化財保持者・団	団体 1
	信	云統的建造物群保存地区	1			重要位	云統的建造物群保存地	区 2
	県選択 記録作成等の措置を講ずべ		3		起	選択		9
			べき			記録/	「成等の措置を講ずへ	き
	無	悪形の民俗文化財	3			無形の	の民俗文化財	9

鳥取県文化財保護条例 (抜粋)

昭和 34 年 12 月 25 日 鳥取県条例第 50 号

第2章 県指定保護文化財

(指定)

- 第4条 教育委員会は、有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財(以下「県指定保護文化財」という。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財 の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の 所有権に指定書を交付しなければならない。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第30条 教育委員会は、記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。(昭50条例40・平17条例4・一部改正)

第8章 雑則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項(第39条第4項で準用する場合を含む。)並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定がに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定がに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。(昭50条例40・追加、平18条例38・一部改正)

補足説明資料

多里層ノジュール列 説明資料

- 1 名 称 多里層ジュール列
- 2 員 数 25㎡
- 3 所在地 鳥取県日野郡日南町新屋字青滝畑1682番地1
- 4 所有者 個人
- 5 種 別 史跡名勝天然記念物 天然記念物
- 6 基 準 3地質鉱物 (7)岩石の組織
- 7 説明

中期中新世初頭 [1,600~1,500 万年前] の「西黒沢海進」によって、日本列島は広く海におおわれた.日南町に分布する多里層もこの海進期に堆積した地層で(図 1A・B),古くから注目され、多くの研究が行われてきた(文献欄参照).

多里層は礫岩・砂岩・泥岩からなる陸成~深海帯上部の堆積物で、層厚は140mである(東海、1999). 貝・ウニ・カニ・魚類・サンゴ・コケムシ・有孔虫・植物など、多様な亜熱帯性生物化石群(山名、1997;山名・山口、2011)を産出し、当時の全地球的なヒプシサーマル[最温暖気候]環境を反映している.

多里層は赤岩累層と野組累層に区分され、野組累層は N1~N9 の 9 部層に細分される(東海, 1999). それらのうち、野組累層 N5 部層は厚さ約 10m の中粒~細粒砂岩からなり、化石を多産し、中部層準には広範囲にわたって多数のノジュールが含まれる(図 2). "ノジュール"は堆積物粒子間の微小な孔隙を炭酸塩などが充填してできた硬質塊であり、一般に球状の外形を示す.

新屋字青滝畑にみられるノジュール列は N5 部層のなかでも代表的なもので、農道から観察できる好条件にある (図 $1 \, \mathrm{C}$). 地元では「目玉石」の名で親しまれ、昭和 $61 \, \mathrm{年には日南町の天然}$ 記念物に指定されている.

そこでは、地層中に石灰質ノジュールがほぼ等間隔 $[60\sim95cm]$ に配列している(図 3 A). いずれも、外形は扁平楕円体状 $[長径 50\sim70cm]$ で(図 3B)、内部には、硬質な中心核と準硬質な被設からなる二重構造が認められる(図 3C).

このような多里層ノジュール列は、次の3点で学術上特筆すべき価値をもっている.

① 古地理・古環境指標

多里層ノジュール列は、産出化石とともに、日南町多里地区が 1,600~1,500 万年前に海に覆われたことを証拠づける貴重な古地理・古環境指標である(図4). 自然がつくった造形としても秀逸で、硬質な物性は長期間にわたる保全・活用に適している.

② ノジュール成因論の新素材

石灰質ノジュールの成因として、炭酸カルシウムの拡散および濃集モデルが知られている. 多 里層のノジュール列を特徴づける「等間隔配列」・「二重構造」や広域的分布は、ノジュール成因 論に新しい素材をあたえるものとして期待される.

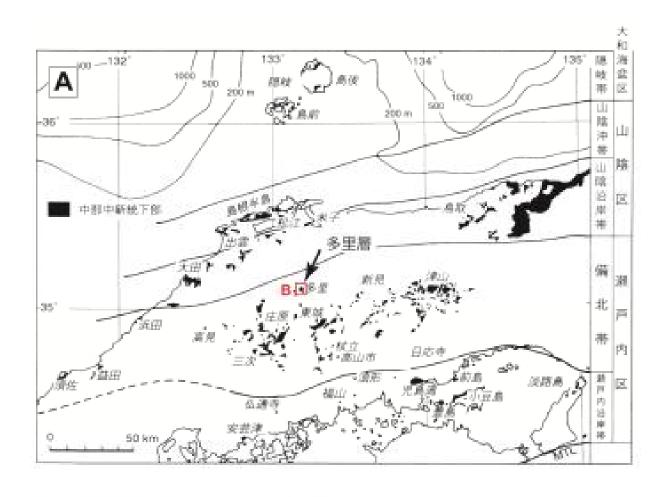
③ 中国山地形成史解明の高度データ

多里層ノジュール列を含む N5 層は浅海域 [-5~-20m] に堆積後, 現在の海抜高度は 480m に達し, 地殻変動によって約 500m 隆起したことを示す. これらは, 中国地方各地に分布する海進期堆積物とともに (図1A), 中国山地の形成史を解明するための貴重な高度データを提供するものである.

以上のとおり多里層ノジュール列は、中国地方の内陸部に侵入した中新世最温暖期 [1,600~1,500 万年前] の海の貴重な遺物であり、自然の造形としても人々の興味・関心を育む希少なオブジェである。ノジュールの成因や中国山地の形成史を解明する上で学術的価値も高く、県指定の文化財(天然記念物)にふさわしい。

主要文献

- 北村詮次郎(1926)多里村地質見. 日野郡誌, 8-19.
- 今村外治(1959) 中国山地の地質概観(比婆山・道後山・船通山地方). 中国山地国定公園候補地学術調査報告, 17-28.
- 猪木幸男・坂本亨(1977)多里地域の地質(5万分の1地質図幅). 地質調査所, 53p.
- IGCP-114 National Working Group of Japan (1981) Paleogeographic map of the Japanese Islands during 16-15 Ma, the earliest Middle Miocene. In: Tsuchi R (ed.), Neogene of Japan—Its biostratigraphy and chronology—, 105-109, IGCP-114 National Working Group of Japan, Shizuoka.
- 野村律夫・瀬戸浩二(1987)鳥取県多里盆地の中新世底生有孔虫化石. 山陰地域研究(自然環境), 3, 95-108.
- 瀬戸浩二・矢野孝雄・松本俊雄・山本裕雄・中野雄介・藤井健,2000. 中国地方ジオトラバースー中新統 (備北層群および相当層)の堆積環境変化-. 日本地質学会第107年学術大会見学旅行案内書,1-22.
- Ueda, T. (1995) *Pholadomya turunagai* Tan from the Miocene Tari Formation in the Southwestern Part of Tottori Prefecture, Southwest Japan. Venus, 54, 307-316.
- 矢野孝雄・瀬戸浩二・吉冨健一 (1995) 瀬戸内中新統浪形層と笠岡市カブトガニ博物館. 日本地質学会第102年学術大会見学旅行案内書, 113-131.
- 山名 巌(1997)多里層とその化石、「鳥取県化石誌」、富士書店、鳥取、117-181.
- 東海祥子(1999)鳥取県多里盆地に分布する中新統多里層の層序学的研究. 鳥取大学教育学部卒業 論文, 63p.
- 山名 巌・山口勇人(2011)鳥取県日南町で中新統多里層産のコケムシ. 鳥取地学会誌, 15, 11-16.
- Yoshida, H., Ujihara, A., Minami, M., Asahara, Y., Katsuta, N., Yamamoto, K., Sirono, S., Maruyama, I., Nishimoto, S. and Metcalfe, R. (2017) Early post-mortem formation of carbonate concretions around tusk-shells over week-month timescales. *Scientific Reports*, **5**: 14123. doi: 10.1038/srep14123



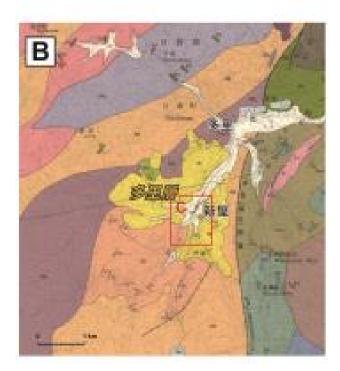




図1 中国地方中新世堆積区

A:中国地方における中部中新統下部(約1,600~1,500万年前の地層)の分布と堆積区 (瀬戸ほか, 2000), B:多里地域の地質図(猪木・坂本, 1977), C:ノジュール露頭位置図(鳥取県森林基本図)

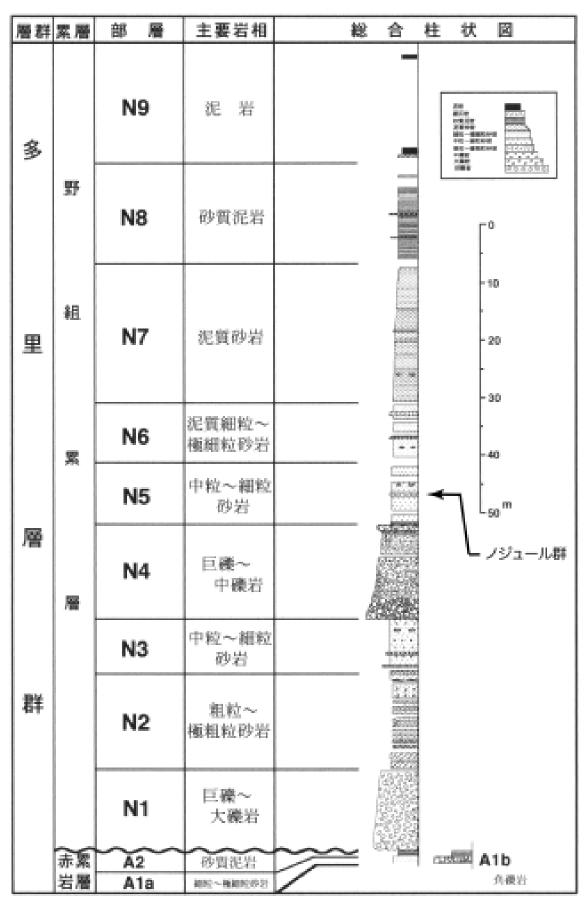


図2 多里層柱状図(東海, 1999). 多里層は, 赤岩累層と野組累層に区分され, ノジュール列は後者のN5部層の中部層準に位置する.

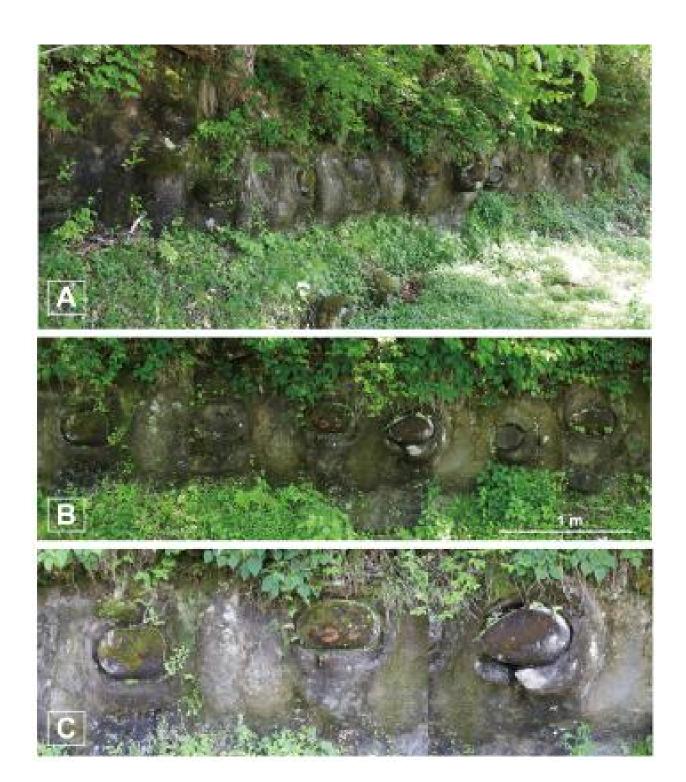


図3 露頭写真

- A: 露頭全景
- B: ノジュール列. 長径50~70cmのノジュールが60~95cm間隔で配列. ノジュールのみならず母岩の砂岩も石灰質であるため、N5部層は堅硬で、露頭になりやすい.
- C: 代表的ノジュール. 長径70~50cm. 扁平楕円体形状を示し, 硬質中心核と準硬質皮殻からなる二重構造をもつ.

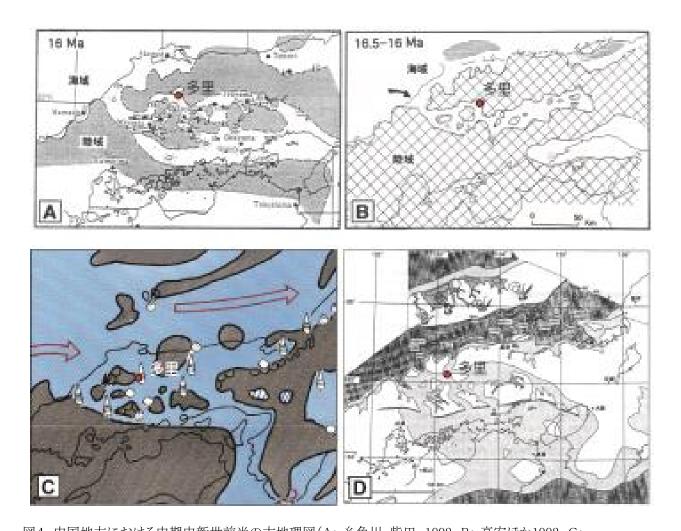
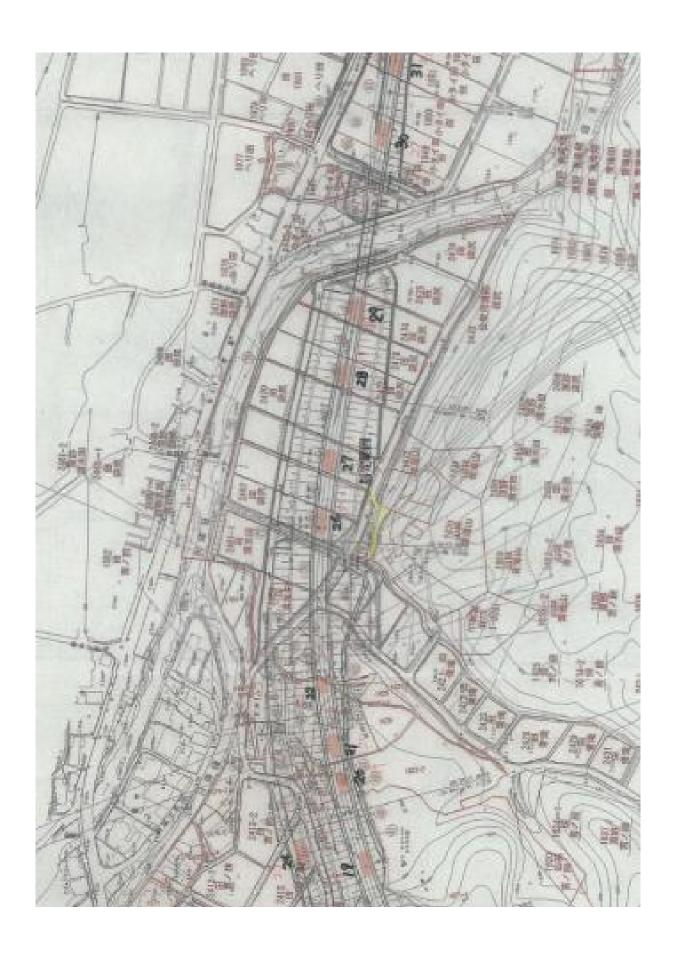


図4 中国地方における中期中新世前半の古地理図(A: 糸魚川・柴田 1992, B: 高安ほか1992, C: IGCP-114 National Working Group of Japan 1981, D: 矢野ほか 1995) 多里地域の古地理については、A・Bでは内海の北縁部、C・Dでは多島海と古日本海を連絡する水道とされ、古地理復元の大きな相違点の1つになっている.



カレよういんとうそうしようけつみやく しだい しはい ごかめやまじょうこういんぜんあん 理性院等相承血脈次第 (紙背後亀山上皇院宣案) 説明資料

- 1 名 称 理性院等相承血脈次第(紙背後亀山上皇院宣案)
- 2 員 数 1点
- 3 所在の場所 鳥取市
- 4 所 有 者 鳥取市歴史博物館
- 5 種 別 保護文化財 古文書の部
- 6 基 準 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの
- 7 説 明

(1) 伝来の経緯

理性院等相承血脈次第(紙背後亀山上皇院宣案)は、平成22年度(2010年度)に鳥取市歴史博物館が購入したものであり、全5紙からなる軸装巻子である。巻子の表側に理性院等相承血脈次第、その裏側には計6通の後亀山上皇院宣案が記されている。かつては裏打ちがなされていた形跡があり、後にそれが剥がされた際に、剥がし方が杜撰であったため傷みを生じている。しかしそれを受け継いだ鳥取市歴史博物館においては、軸を太巻に替え、木箱も新調するなど、良好な保存状態の維持に細心の注意が払われている。

(2) 文書の内容

このたび文化財指定候補として答申する古文書は、巻子1点である。軸装巻子の表側の理性院 等相承血脈次第も、同裏側の後亀山上皇院宣案も、ともに中世文書である。

【理性院等相承血脈次第】

真言宗諸流の法脈を記したものであり、醍醐寺門跡の理性院・金剛王院、勧修寺、高野中院の順で、各歴代僧侶の相承を朱線により示している。これは、奥書に記されているように、「岩蔵寺大門上 人良 胤」が金剛王院僧正 実賢の許にあった原典に基づいて作成したものと思われ、良胤が作成したものを後世に写したものである可能性を想定できる。良胤とは、実賢から法脈を引き嗣ぎ、正応 4 年(1291)に死去した京都岩倉観勝寺の住持である。

理性院等相承血脈次第は、国立歴史民俗博物館所蔵「諸流²真言血脈 口伝 上」が書写した原典と類似のものと推測されており、本来存在した前半部分を欠き、後半部分のみが写されたものではないかと指摘されている(石井 2012)。

【後亀山上皇院宣案】

6点の後亀山上皇院宣案は、軸装された「理性院等相承血脈次第」の裏側に当たり、いわゆる 紙背文書である。一般に紙背文書とは、元来は表側として使用されたものを反古紙として再利用 したものであり、現状の表側は元来は裏側である。時間的には、紙背文書(本来の表側)の方が 現状の表側(本来は裏側)に先行するのが通例である。もとは13世紀に成立したと思われる理性 院等相承血脈次第の裏に、14世紀末の後亀山上皇院宣案が記されているので、一見わかりにくい が、理性院等相承血脈次第の上下が整っているのに対し後亀山上皇院宣案の下方が切れているの で、理性院等相承血脈次第が写された時期は15世紀以降である可能性が高い。この推測が正しければ、これに先行する後亀山上皇院宣は、再利用された典型的な紙背文書ということになる。

理性院等相承血脈次第の裏に記されているのは、以下の6点である。

- ①応永6年(1399)3月27日 後亀山上皇院宣案
- ②応永 4年(1397)12月8日 後亀山上皇院宣案
- ③ (年未詳) 9月11日 後亀山上皇院宣案
- ④応永 4年(1397) 11月22日 後亀山上皇院宣案
- ⑤ (年月日未詳) 後亀山上皇院宣案
- ⑥応永 7年 (1400) 7月 12日 後亀山上皇院宣案

後亀山上皇は、後醍醐天皇の孫にあたる南朝4代目の天皇であり、明徳3年(1392)の南北朝合一により譲位し、明徳5年に太上天皇(上皇)の尊号を贈られた。

いわゆる南北朝合一とは、すでに北朝(持萌²院統)の天皇であった後小松天皇への譲位という形をとり、荷 統迭立の復活と、諸国国衙領²の支配を南朝(大覚寺統)に認めるものであり、むしろ北朝を局外に置きながら足利義満が南朝との交渉により断行したものである可能性が指摘されている(新田 2001)。当時すでに衰微していたと考えざるをえない南朝に対するものとしては、確かに手厚い条件と言わなければならない。①~⑥は合一後 5~8 年頃のものであり、なお義満の権勢も強く、合一の条件(後小松天皇の次の天皇を大覚寺統とすることなど)は履行される可能性が十分あった段階と思われる(小島 2008)。ただし、義満の方針そのものは、計画性のないその場凌ぎの弥縫策にすぎないとも指摘されている(小川 2012)。

血脈次第の裏側に記された 6 通のうち、①は、「三条 前 大納言」に対して、紀伊国国衙領の直 河郷 (和歌山市直川) 公田・公畠の管領を命じたもの、②は、「八幡別当法前」に対して、因幡 国国衙領「稲東保」(所在地未詳)の国衙正 税を免除したもの、③は、「三条」に対して、越州 国衙領の管理にあたる現地の担当者に関する指示を与えたもの、④は、「吉田一位(守房)」に 対して、因幡国八東郡「峯寺保」(八頭郡八頭町上峯寺・下峯寺)と同高草郡「国安保」(鳥取市国安周辺)の管領を命じたものである。⑤は、因幡国高草郡「吉里保」(鳥取市岩吉周辺ヵ)と同八東郡「日野田保」(八頭郡八頭町日田)の管領を命じたものであるが、このうちの日野田保は「和奈見保」(鳥取市河原町和奈見)を消して加筆されたものである。⑥は、「土御門大納言 人が道」に対して、紀伊国貴志・経・(紀の川市貴志川町) 内の国衙分の管領を命じたものである。②で国衙正税収取権を認められた「八幡別当法印」を除き、他の宛名はいずれも南朝の廷臣と推測される。

これらの6通は、院宣正文の草案として作成された土代(あるいは土代を作るための下書)であると考えられる。⑥の奥書には「此地事、守護遵行無相違者、於参分壱者、可執進之由、先立御問答云々、委細事申入帥宮之旨、被仰下之、任仰之旨書下了」と記されており、守護の取得分(国衙領の三分の一)を承認することによって南朝による国衙領支配にある程度の実効性を期待できたことをうかがわせている。

以上のように、6 通の院宣案は、南北朝合一直後において、大覚寺統が実際に諸国国衙領を支

配しうる立場にあったことを裏づけるものである。これらは、ほとんど実態のわかっていない南 北朝合一直後の政治体制をうかがわせるものとして、いわゆる後南朝⁵に関する稀有な史料と言わ なければならない。しかもそのうちの3通が因幡国に関するものであり、14世紀末における国衙 領の所在を示すとともに、おそらく一時的なものとは言え大覚寺統による支配を裏づけており、 中世因幡国の関係史料として大変貴重である。

(3) 評価

以上のように、理性院等相承血脈次第(紙背後亀山上皇院宣案)は、後南朝関係史料として、 また真言宗関係史料として、全国的にみて貴重であるだけでなく、特に後亀山上皇院宣案は、中 世因幡国における国衙領の所在や、14世紀末の後南朝による因幡国国衙領支配の実態をうかがわ せる稀有な史料であり、本県の歴史上において重要と認められる。

よって、理性院等相承血脈次第(紙背後亀山上皇院宣案)は鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。

【参考文献】 臼井信義『人物叢書 足利義満』(吉川弘文館、1960年)

森茂暁『闇の歴史、後南朝 後醍醐天皇の抵抗と終焉』(角川書店、1997年)

新田一郎『太平記の時代』 (講談社、2001年)

小島毅『足利義満消された日本国王』(光文社、2008年)

『庭先にひろがる中世~因幡国荘園の世界~』(鳥取市歴史博物館、2011年) 石井伸宏「鳥取市歴史博物館所蔵『理性院・金剛王院等相承血脈次第』」

(『鳥取地域史研究』14、2012年)

小川剛生『足利義満』(中央公論新社、2012年)

『新鳥取県史資料編古代中世1古文書編上』(鳥取県、2015年)

うえだけもんじょ 上田家文書 説明資料

- 1 名 称 上田家文書
- 2 員 数 3点
- 3 所在の場所 鳥取市
- 4 所 有 者 個人(内1点は鳥取市歴史博物館寄託)
- 5 種 別 保護文化財 古文書の部
- 6 基 準 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの
- 7 説 明

(1) 伝来の経緯

上田家文書は、江戸時代に八正郡大庄屋や八上郡袋。河原村(鳥取市河原町)庄屋などを務めた 上田家の所蔵にかかる文書群である。そのうち、このたび文化財指定候補として答申するのは、 以下の中世文書 3 点である。いずれも掛け軸として表装され、それぞれ木箱に入れて保管されて いる。調査時点(平成 28 年 12 月および平成 29 年 3 月)では、3 のみが鳥取市歴史博物館やまび こ館に寄託されている。

- 1. 天文 11 年(1542)8月28日 尼子晴久書状 (切紙)
- 2. (永禄 11 年〈1568〉) 7月 23 日 毛利元就・同輝元連署書状 (切紙)
- 3. 天正 9 年(1581)11 月 4 日 羽柴秀吉掟 書

これらのうちの1と2は、中世後期に出雲国飯石郡赤穴荘 (島根県飯南町)の瀬戸山城(赤穴城・衣掛城)を本拠とする国人領主であった赤穴氏が受給したものである。赤穴氏は、三善姓の石見国佐波氏の支流であり、京極氏・尼子氏に従った後、毛利氏に属した。慶長年間(1596~1615)以降は名字を中川に改称し、萩藩士として幕末に至っている。同家伝来の原文書は東京大学史料編纂所所蔵「中川四郎氏所蔵文書」であり、それと同じ文書群の写しが『閥閲録』巻37(中川与右衛門)に収められている。1も2も、本来はそれらとともに中川家に伝来してよい文書である。

1と2について注目されるのは、寛政7年(1795)成立の安倍恭麗著『因幡志』に、鳥取藩士の唯蔵人が所持する4点の文書のうちの2点として、収載されていることである。他の2点(慶長6年7月7日京極高次充行状、極月10日池田光政書状)は、いずれも唯(由井)氏に宛てた文書である。

また、3については、明治29年(1896)に採録された東京大学史料編纂所所蔵影写本「間島文書」に、鳥取市元魚町の間島平治郎所蔵文書として収載されているので、上田家の所蔵となったのはそれ以降のことである。この掟書は宛名の宮部継潤の子孫に伝来しても不思議ではない史料であり、間島家が所蔵していた経緯は詳らかでない。江戸時代に南部藩家臣であった宮部家の伝来文書は、東京大学史料編纂所所蔵影写本「宮部文書」として収録されているが、影写本採録前後の時期を通じて古書市場に流れたものが多いと推測されるので、上田家に伝えられた秀吉掟書も明治前期に間島家が新たに入手したものである可能性を指摘できる。

家伝によれば、上田家は、因幡国の真宗・・教・蓮寺・心了・寺という浄土真宗 3 ヶ寺に、深い関わりを持つ家であることがわかる。真宗寺(現在は鳥取市元町)は、赤穴氏一族の浄・円が天文 2年(1533)に久松山麓に建立したと伝えられる。また、教蓮寺(現在は鳥取市吉岡温泉町)は、かつては鳥取城下の若桜町に所在し、上田家に伝えられた系譜によれば、赤穴氏一族の清円の子

義浄が、天文 21 年 (1552) に遷化するまで山城国伏見の教蓮寺住職を務めて以降、子孫が代々住職を務め、備前国岡山を経て寛永 9 年 (1632) に因幡国鳥取へ移転したこと、江戸時代には真宗寺との間で婚姻や養子縁組を重ねていたこと、などが記されている。心了寺は、八東郡の大庄屋などを務めていた同郡才代村の中村家が、廃絶した智頭郡大井村の曹洞宗大教寺を浄土真宗に改宗して復興し、文化 8 年 (1811) 才代村内に創建した中村家の私寺であり、上田家に伝えられた系譜によれば、教蓮寺第十世義空の子「了瑞」が開基であると記されている。

上田家文書の現所蔵者(平成 29 年 8 月現在)の祖父にあたる赤穴賀豊(乗雲)氏は、真宗寺に生まれ、教蓮寺において修行した後、才代村の中村家の養子となって心了寺を引き嗣いだ。現所蔵者の先代上田博愛(中村博愛)氏は、袋河原村の上田家へ養子に入り、鳥取大学農学部教授(作物学・育種学)を務めたが、心了寺の維持管理に腐心し、鳥取城下に所在する現在の家屋には、昭和 30 年代に同寺建造物を用いて増設された部屋とともに、同寺より移された数多くの仏像・仏画・仏具等が保管されている。

以上のような経緯をふまえるならば、1と2については、上記の浄土真宗3ヶ寺の来歴と密接に関連して伝来したものと推測される。ただし、18世紀末に鳥取藩唯家が所持していたことは確かである。また、3については、19世紀末の所蔵者が真宗寺から程近い元魚町の間島家であり、それ以降に上田家が入手・伝来したものである。

(2) 文書の内容

このたび文化財指定候補として答申する古文書3点について、それぞれの概要を述べる。

1. 天文 11 年(1542)8月28日 尼子晴久書状 (切紙)

尼子晴久が、赤穴盛清(のちの久清)へ遣わした感状である。天文 11 年(1542)に周防国大内氏の大軍が備後国から赤名峠を越えて襲来したため、尼子方に属していた赤穴光清は、出雲国飯石郡の瀬戸山城(赤穴城・衣掛城)に楯籠もって戦ったが、7月 27 日の総攻撃に成功した直後、矢に射貫かれて戦死した。この感状は、晴久がその一ヶ月後に、光清の子息である孫五郎(赤穴盛清)に宛てて父親の功績を讃えたものである。雁皮を含む料紙を用い、文面も丁寧であるが、大内氏の攻勢が格段に強まった時期であったためか、恩賞を約束するような文言は記されていない。また、「佐々木家に対する勲功」であると強調している点も特徴的であり、晴久が、出雲国守護佐々木京極氏の後継者であることを殊更に表明していることを示している。尼子氏が大内氏によって窮地に追い込まれ、自らの正当性を同族主家筋の家格によって誇示せざるをえない苦しい状況をうかがわせている。

2. (永禄 11 年 (1568)) 7月 23 日 毛利元就・同輝元連署書状 (切紙)

毛利元就と嫡孫の輝元が連署して、赤穴久清に対して、長期にわたる在陣を謝するとともに、間もなく諸勢を率いて到着予定の吉川元春・小草川隆景との作戦協議を指示した書状である。永禄 10年(1567)9月に和平が決裂した安芸国毛利氏と豊後国大友氏は、翌永禄 11年 4月に筑前国立花城(福岡市東区・福岡県糟屋郡新宮町・同郡久山町)城主の立花鑑載が毛利方へ転じたことにより、同城をめぐる激しい攻防戦を展開していく。毛利氏は、同年 7月に吉川元春・小早川隆景の率いる大軍を出陣させ、8月に豊前国足立城(北九州市小倉北区)へ着陣し、9月には同国の三 岳城(北九州市小倉南区)を攻略した。赤穴久清は、永禄 11年 8月に、元春・隆景の求めに応じて九州へ渡海し足立城に入った(『閥閲録』巻 37中川与右衛門 7)ほか、9月には三岳城攻略を元就に報告している(同 14)。したがって、2 は、元春・隆景が九州への渡海を準備していた永禄 11年 7月 23日に、防長方面に在陣中の赤穴氏に対して遣わされたものと推定される。

『新鳥取県史』は2を永禄12年に比定しているが、戦況からみてその前年のものと推測される。 3. 天正9年(1581)11月4日 羽柴秀吉提書

天正9年(1581)11月4日に、鳥取城を攻略した織田方の部将羽柴秀吉が、新たな城主として配置した宮部継潤に対して、因幡国支配体制の構築を命じた掟書である。凄惨な兵粮攻めにより、毛利方の鳥取城主吉川経家が自刃した10月25日から、わずか8日後にあたっている。その内容は、八東郡を木下平太夫(荒木重堅)に与えて鬼ヶ城。(八頭郡若桜町)城主とし、智頭郡は礒部康氏と八木豊信が折半し、礒部・八木を木下の指揮下に置くこと、因幡国の東西の境界に位置する巨濃郡と気多郡(秀吉は「鹿野郡」と記している)について、前者は遺屋光成、後者は竜井茲矩に管轄させ、両名協力して防備を固めること、百姓への貸米(種籾3000石、利米一和利)を実施することなど、興味深いものばかりであり、以後20年近くに及ぶ宮部氏による因幡国支配の起点を示すものとして、注目に値する。

(3) 評価

以上のように、上田家文書のうち、赤穴氏関係の2通は、因幡国における浄土真宗寺院の来歴とも関連して近世以前から県内において伝えられてきた良質な中世文書であり、また天正9年の羽柴秀吉掟書は、豊臣政権下の因幡国支配体制の方針を示す貴重な史料である。したがって、いずれも本県の歴史上において重要と認められる。

よって、上田家文書は鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。

【参考文献】 伊良子大洲『大洲集』 (国立国会図書館所蔵版本、1836年序)

鳥取県立博物館所蔵「鳥取県藩政資料 家老日記」

『因幡志』(『因幡誌 下』山本文林堂、1904年)

『萩藩閥閲録』第2巻(1968年)

『鳥取県史2 中世』 (1972年)

『鳥取県史6 近世資料』(1974年)

『鳥取県史10 近世資料』 (1980年)

『佐治村誌』(1983年)

藤岡大拙『島根地方史論攷』 (ぎょうせい、1987年)

日置粂左衛門「秀吉の因幡鳥取進出と宮部継潤」

(『天正九年鳥取城をめぐる戦い』鳥取市歴史博物館、2005年)

『新鳥取県史資料編古代中世1古文書編上』(2015年)

いけだつねおきぞう かのうなおのぶ 池田恒興像(狩野尚信筆) 説明資料

- 1 名 称 池田恒興像(狩野尚信筆)
 - (所有者における名称 池田信輝画像 [鳥取藩政資料番号14186])
- 2 員 数 1点
- 3 所在の場所 鳥取市
- 4 所 有 者 鳥取県立博物館
- 5 種 別 保護文化財 絵画、彫刻の部
- 6 基 準 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの
 - 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
 - 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 7 説 明
- (1) 作品概要
- ○掛幅一幅、絹本着色、本紙 81.0×37.0 センチ。
- ○像主は池田恒興(1536~84)。鳥取藩初代藩主・池田光仲の曾祖父で犬山城主などをつとめた 戦国大名。織田・徳川連合軍と豊臣の対戦であった小牧・長久手の戦いで豊臣方につき戦死し た。
- ○賛は雲居希膺(うんごきよう・1582~1659)筆。雲居は妙心寺 153世。なお、本賛は伊達忠宗の仲介により着賛されたが、忠宗夫人は恒元(後述:本図の注文主)の妹であり、雲居は忠宗に請われて松島瑞巌寺を再興している。
- ○肖像画は狩野尚信(かのうなおのぶ・1607~50)筆。尚信は徳川幕府御用絵師、奥絵師・木挽町(竹川町)狩野家の祖。壮年で没していることもあり、確認されている作品は限られており、現在、肖像画の遺品は他に知られていない。
- ○床几に腰掛ける甲冑姿の全身像で、顔はほぼ真正面を向く。皺や頬の肉の垂れ下がりなどが強調された老齢の姿。良質の顔料が使用されており、描写は細部まで繊細丁寧である。ただし、スレによる絵の具の剥落が相当認められる。
- ○光仲の従兄弟で岡山藩初代藩主・光政の弟である恒元(つねもと)が、林原美術館所蔵の二幅 (「池田輝政像」「池田利隆像」)とともに三幅対の池田家歴代像として制作したうちの中幅であ る。三幅対は当初、恒興菩提寺として輝政が建立した妙心寺護国院に奉納されたが、脇二幅は 1724年までには岡山池田家の所蔵となった。その後、本図は時期は不明だが鳥取池田家に伝わ り 1972年に「鳥取藩政資料」中の一点として県立博物館の所蔵となった。

(2)制作時期

本図および林原美術館所蔵の二幅いずれも、雲居の賛、尚信の落款(署名「自適斎筆」、朱文郭内円印「狩野」)ともに年記を伴わないため、制作時期は確定できない。ただし、「輝政像」「利隆像」の雲居賛により着賛が松島瑞巌寺再興すなわち寛永 13 年 (1636) 以降であることが分かる。また、尚信の自適斎号使用は、自適斎署名のある作品で制作時期が判明するものなどに照らして、およそ 1645~50 年 (没年) とみなせる。したがって、制作はこの期間と考えられる。

(3) 関係作品

- ①林原美術館所蔵「池田輝政像」「池田利隆像」
- ○前述の通り、本図の脇幅。表具、本紙サイズ、賛者、画家は本図と同一。

- ○「輝政像」は1613年宙外玄杲賛、旧東林寺本(林原美術館)など複数の輝政像に共通してみられる図様を、「利隆像」は1631年太華宗仭賛、国清寺旧蔵本(原本所在不明、東京大学史料編纂所に模本)の図様をいずれも左右反転して用いている。
- ②太陽コレクション所蔵「池田恒興像」
- ○本図と、図様、様式、サイズが非常に類似する作品。
- 〇十翰知哲(妙心寺 142 世)賛、画家不明、掛幅一幅、絹本着色、本紙サイズ 92.2×40.2 センチ。
- ○制作時期は、十翰の賛に着賛時に既に像が描かれていたこと、寛永 19 年(1642) 9 月の年記があるため、この頃と判明する。
- ○画家の落款はない。巻留に後世の貼り札「土佐光則筆」があるが信の置けるものではない。本図と大変近しい描写によることから、尚信に匹敵する狩野派の有力画家の手になるとみてよい。なかでも尚信の実兄・探幽(1602~74)が描く肖像画、武将図に通じる特徴が確認でき、探幽筆の可能性が高い。なお、『盛岳院御由緒大略』(岡山大学池田家文書)に光政が探幽筆の恒興像を岡山城で祭祀し、1667年にそれを妙心寺桂昌院(後に盛岳院)に寄進したという記録があり、それにあたる作品の可能性も考えられる。
- ○注文主について、賛に「曾孫」とあるが誰なのかは確定できない。しかし、上記の『盛岳院御 由緒大略』についての推測を踏まえれば、光政が候補となる。

◇本図と太陽コレクション本との関係

- ○両本はきわめて類似した描写によるが、細部の文様、線描の性質などは、太陽本がより初発的な表現を示す。既述の制作年代とあわせて、太陽本は本図に先行して制作されたとしてよい。
- ○太陽本は本図制作にあたって図様の祖本となったと考えられる。つまり本図を含む「池田恒興・ 輝政・利隆像」は、それぞれ異なる作品の図様を参照して構成されたものとみなせる。
- ○近世を通じて度々制作された恒興像の大部分は、図様を太陽本と本図に共通するそれにならい、 賛は十翰ではなく雲居のそれを写す。したがって、本図はそれら追随作の祖本としての役割を 果たしたと考えられる。

(4) 評価

以上のように、鳥取県立博物館所蔵「池田恒興像」は鳥取藩初代藩主・光仲の曾祖父にあたる恒興の肖像画として、光仲の従兄弟である恒元により制作された池田家歴代像三幅対のうちの一幅で、ある時期以降、鳥取池田家の所蔵となっていたものである。鳥取池田家との関わりが認められ後続の多くの恒興像の祖本となったこと、県内所在の肖像画として比較的古い例であること、近世初期の狩野派中枢の画家尚信の筆であること、その尚信による肖像画の希有な例であることから、きわめて重要である。また、池田家の歴史、鳥取・岡山両藩の関係においても意義深い史料である。よって、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。なお、スレによる剥落が目立ち状態が良いとはいえないが、現在は県立博物館にて適切に扱われており、今後の保管等の問題はない。

【参考文献】

- 1 榊原悟「款印二題」『サントリー美術館論集』4、1993年
- 2 鳥取県立博物館『(展覧会図録)鳥取藩 32 万石』、2004 年
- 3 斎藤夏来「近世大名池田家の始祖認識と画像」『歴史学研究』892、2012年
- 4 浅利尚民「閑谷神社旧蔵「池田輝政・利隆・光政像」について」『閑谷学校研究』16、2012年
- 5 板橋区立美術館・群馬県立近代美術館『(展覧会図録)探幽三兄弟展 狩野探幽・尚信・安信 』、2014 年

- 6 門脇むつみ『巨匠 狩野探幽の誕生―江戸初期、将軍も天皇も愛した画家の才能と境遇』朝日新聞出版、2014 年
- 7 斎藤夏来「第二章 鳥取藩士の勝入法事創始と画像の招来」『鳥取藩研究の最前線』鳥取県立博物館、2017 年



こうぜんじていえん 興禅寺庭園 説明資料

- 1 名 称 興禅寺庭園
- 2 員 数 一式(23,161㎡)
- 3 所在の場所 鳥取市栗谷町10番地の一部、84番地、10番地24の一部
- 4 所 有 者 宗教法人興禅寺
- 5 文化財の種別 史跡名勝天然記念物 名勝
- 6 指定基準 1公園、庭園
- 7 説 明

<由緒と来歴>

鳥取市栗谷町に位置する龍峰山興禅寺は、鳥取藩池田家の菩提寺として高い寺格を持ち、陸奥 伊達家の大年寺、長門毛利家の東光寺とともに黄檗三叢林と称された。

天正 12 年 (1584) の小牧・長久手の戦で池田輝政の父恒興とその長男之助が没したのち、之助の乳母津田市之助女(広徳院)が之助の菩提を弔うため、妙心寺の湖淑宗永禅師を開山に迎えて岐阜城下に建立された龍峯山広徳寺が興禅寺の始まりとされる。

天正 18 年 (1590) に輝政が三河城主となると広徳寺も移転し、寺号を広徳山龍峰寺と改めて 池田家累世の菩提寺とされ、高僧菊潭祖采を開祖とした。その後、慶長 5 年 (1600) に輝政とと もに姫路に移転し、さらに忠継に従って岡山に移転した。寛永 9 年 (1632) に忠継の子である光 仲と光政との間で国替となり、龍峯寺も鳥取城下の現在地に移転した。この地は光政により菩提 寺として建てられていた国清寺の地にあたる。

万治 2 年 (1659) 第 4 世堤宗慧全和尚が、日本における黄檗宗の開祖となる隠元隆琦禅師 $(1592 \sim 1673)$ に参喝したことから、寛文 8 年 (1668) 黄檗宗に改宗した。以後 25 年間にわたり妙心寺との本末紛争が続いたが、元禄 7 年 (1694) 光仲の逝去に伴って寺号を妙心寺に返し、龍峰山興禅寺と改称した。

興禅寺の伽藍は、中国黄檗山に倣った壮大なものであったというが、享保 5 年 (1720)、同 20 年 (1735)、文化 9 年 (1812) の三度の火災によって文書や寺宝は失われ、さらに明治維新後その伽藍の大部分を失い、現在残される江戸期の建造物は旧藩主御霊屋(位牌堂)を改造した本堂のみである。庫裏(書院)の北側に残る池庭は、江戸時代初期頃の池田光政による国清寺の庭園を継承するものと推定されている。

<庭園の構成と意匠>

現在の本堂と庫裏(書院、昭和 61 年再建)は、ほぼ南面して東西に並ぶ。庭園は庫裏の背後 (北側)に位置し、庫裏(書院)から観賞する池庭である。主要庭園部の面積は、約1,300 ㎡である。

庭園は、久松山系の山裾の谷地形を活かして構成され、樹林を背景として中央に富士山形の高い築山を配し、その下部には湧水を導いて東西に細い園池を設けている。但し、現在湧水地点から園池に注ぐ流れは枯渇しており、池水は久松山系の伏流水が集水されて園池東部から導水されている。

築山には芝が張られ、刈り込み仕立てのサツキツツジやヒラドツツジなどの低木が彩りを添え

ているが、注目すべきは力強い石組である。立石を主として構成された枯滝石組は、鶴を象った 鶴石組であるとみられ、また園池の出島が亀島に見立てられている。このことから本庭園は、鶴 亀石組によって蓬莱山を表現した庭園であると解釈されている。

園池の東側には緩やかな勾配の土橋が架けられ、対岸に渡りさらに山腹へ至ることができるが、 これは庭園観賞のための園路ではなく、背後の墓地への動線であるとみられる。この土橋は書院 からの観賞において重要な景観要素であり、庭園の奥行きを演出している。

現在、書院の北東部に八畳の茶室(甘露堂)が北に張り出して建ち、また庫裏の東側にも茶室(四畳半)が設けられており、この一画は露地(茶庭)となっている。八畳の茶室の床下を園池からあふれた水が流れて門前の栗谷川に至るが、四畳半茶室の前では流れ手水のような構造となっている。飛石伝いに北に進めば、園池への導水となっている流れを越えて井戸に至る。この周辺には、ツツジ、ハイビャクシン、チャノキ、アオキ、アジサイといった低木が植栽され、東側奥にはモミジやモミノキといった高木が植栽され、庭園を奥行きあるものとしている。

庭に用いられている石は、主に久松山系から産出された花崗岩及び安山岩であり、書院から降りる沓脱石や池にせり出して配石される拝み石には板状安山岩が用いられている。飛石や拝み石は後補とみられるが、石の形状等を巧みに組み合わせて意匠されている。

<本庭の文化財的価値>

かつての池田家藩主菩提寺の庭園であるという歴史的価値、ならびに久松山系の地形や植生・石材を巧みに活用した意匠構成は優れており、芸術的・歴史的価値を有していることから、鳥取県名勝に指定するものである。

また、主要庭園部の背景となるアベマキ林は、第二次世界大戦前に植えられたものと推定されるが、庫裏(書院)から観賞する庭園の一部となっている。アベマキ林を含む後背地の樹林は、 水源涵養機能の役割も担っていることから指定区域とし、一体的な保存を図るものである。

なお、現在、庭園は所有者によって適切に管理され、繁茂した植栽の整理などが行われているが、築山の土の流出や石組の緩みなど荒廃している個所がある。また、安政 5 年 (1858) 12 月に成立し、明治 7 年 (1874) から明治 9 年 (1876) にかけて編集された「無駄安留記」に掲載されている絵図には、園池の西側にもう一つ橋が架けられており、現存する東側の橋と合わせて二つの橋が架けられていた可能性がある。今後の保存整備においては、発掘調査を含めた学術調査の成果を踏まえ、計画的に取り組む必要がある。

<その他の文化財>

境内には、庫裏(書院)北西縁先に県指定保護文化財「切支丹灯籠」があり、寺域は国指定天然記念物「キマダラルリツバメチョウ生息地」に指定されている。

【参考文献】

『鳥取県の地名』日本歴史地名大系32巻 平凡社 2001 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』14巻 社会思想社 1973.1





興神寺庭園指定範囲図



この地図は、とっとり市地図情報サービスに掲載されている地図を使用したものである。



